

総行住第 97 号
令和 2 年 5 月 21 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
各 指 定 都 市 市 長 殿

総務省自治行政局長
(公 印 省 略)

行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律施行令等の一部改正について（通知）

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 16 号。以下「デジタル手続法」という。）により通知カードが廃止されることとされておりますが、令和 2 年 5 月 25 日の施行に向けて、下記の政令、省令及び告示が定められましたので、通知します。

貴職におかれては、これらに関し、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 2 年政令第 163 号）

デジタル手続法附則第 1 条第 6 号に掲げる規定等（通知カードの廃止に係る規定）の施行期日を令和 2 年 5 月 25 日としたこと。

第 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 164 号）

1 通知カードの廃止に関する事項

(1) 市町村長が個人番号カードを交付する場合における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155

号。以下「令」という。)第12条第1項の規定の適用について必要な読替え規定を定め、住民票に記載されている個人番号及び個人識別事項を確認すること並びに主務省令で定める書類の提示を受けることにより本人確認を行うこととしたこと。(第12条第2項関係)

(2) その他通知カードに関する所要の規定を削除したこと。

2 経過措置に関する事項

(1) 施行日前に記載事項に変更があった通知カードについて、記載事項変更の措置を受けていない場合には、デジタル手続法附則第6条第2項の規定による経過措置等を適用しないこととしたこと。(附則第2条第1項関係)

(2) その他所要の経過措置を設けることとしたこと。

3 この政令の施行期日を令和2年5月25日としたこと。

第3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令(令和2年内閣府・総務省令第6号)

1 以下の全ての措置をとることにより、個人番号カードの交付に係る本人確認を行うことができることとしたこと。(第4条関係)

(1) 官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、市町村長が適当と認めるもの(交付申請者に係る住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。)の提示を受けること。

(2) 回答書(個人番号カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他市町村長が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書をいう。以下同じ。)の提示を受けること。

(3) 次に掲げるいずれかの書類(交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載されている氏名及び住所の記載並びに領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が本人確認の措置をとる日前3月以内であるものに限る。)の提示を受けること。

① 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

② 所得税法第74条第2項に規定する社会保険料の領収証書

③ 公共料金(日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。)の領収証書

(4) 交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項その他の市町村長が適当と認める事項の申告を受けること。

2 回答書は、市町村長がやむを得ない理由があると認める場合を除き、転送不要郵便物等として送付することとしたこと。(第4条及び第13条関係)

3 その他通知カードの廃止に伴う所要の規定の整備を行うこととしたこと。

4 この命令の施行期日を令和2年5月25日としたこと。

第4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特

定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（令和２年総務省令第４７号）

- 1 申請時来庁方式及び出張申請受付方式における個人番号カードの送付の方法は、以下のいずれかの方法とすることとしたこと。（第２３条の２関係）
 - (1) 本人限定受取郵便等（その取扱いにおいて名あて人本人若しくは差出人の指定した名あて人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれらに準ずるものをいう。）により送付する方法
 - (2) 交付申請者に係る住民票に記載されている住所にあてて、書留郵便等（書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便又はこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）により、転送不要郵便物等（その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものをいう。以下同じ。）として送付する方法（当該交付申請者が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を住所地市町村長に申し出た場合に限る。）
 - (3) 病院への入院その他のやむを得ない理由により(1)及び(2)に掲げる方法により交付することが困難であると認められる場合には、交付申請者の所在地にあてて、書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法（当該交付申請者が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を住所地市町村長に申し出た場合に限る。）
- 2 この省令は公布の日（令和２年４月３０日）から施行することとしたこと。

第５ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（令和２年総務省令第５０号）

- 1 この省令の題名を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改めることとしたこと。
- 2 個人番号通知書に関する事項
 - (1) 個人番号の通知は、郵便又は信書便により、個人番号通知書（個人番号、氏名、出生の年月日及び個人番号通知書の発行の日が記載された書面）を送付することにより行うこととしたこと。（第７条関係）
 - (2) 個人番号通知書に関する技術的基準については、総務大臣が定めるものとしたこと。（第９条関係）
- 3 個人番号通知書・個人番号カード関連事務に関する事項
 - (1) 市町村長は、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に、個人番号通知書及び個人番号カードに係る事務のうち以下に掲げる事務等（以下「個人番号通知書・個人番号カード関連事務」という。）を行わせることができることとしたこと。（第３５条関係）
 - ① 個人番号通知書、交付申請書の用紙及びこれらに関連する印刷物の作成及び発送（受取人の住所及び居所が明らかでないことその他の理由により返送され

た個人番号通知書等の再度の発送を除く。)

② 個人番号通知書の作成及び発送等に関する状況の管理

- (2) 機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとした市町村長の統括する市町村は、機構に対して、個人番号通知書・個人番号カード関連事務に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとしたこと。(第37条関係)
 - (3) 市町村長から機構への通知カード・個人番号カード関連事務の委任については、なお従前の例によることとしたこと。(附則第2条第2項)
 - (4) この省令の施行の日の前日において機構に通知カード・個人番号カード関連事務を委任していた市町村長については、この省令の施行の日に、機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を委任したものとみなすこととしたこと。(附則第2条第3項)
 - (5) (4)の場合において、この省令の施行の前日に通知カード・個人番号カード関連事務を委任した日を公示した市町村長については、個人番号通知書・個人番号カード関連事務を委任した日を公示することを要しないこととしたこと。(附則第2条第4項)
- 4 その他通知カードの廃止に伴う所要の規定の整備を行うこととしたこと。
 - 5 この省令の施行期日を令和2年5月25日としたこと。

第6 通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準の一部を改正する件関係

- 1 この告示の題名を「個人番号カード等に関する技術的基準」に改めることとしたこと。
- 2 個人番号通知書の作成委託を行う際のセキュリティ対策について定めることとしたこと。(第2の1の(2)関係)
- 3 その他通知カードの廃止に伴う所要の規定の整備を行うこととしたこと。
- 4 この告示の施行期日を令和2年5月25日としたこと。